

水道料及び下水道使用料の指定公金事務取扱者の名称変更について

指定公金事務取扱者である「株式会社八十二銀行」が合併に伴い「株式会社八十二長野銀行」と名称変更となったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項に定めるところにより告示する。

令和8年1月1日

富士見町長 渡辺 葉

1 指定公金事務取扱者旧名称及び新名称

旧名称	新名称
株式会社八十二銀行	株式会社八十二長野銀行

2 名称変更となる日

令和8年1月1日